名誉博士学位贈呈式での謝辞

ディルク・エーラース

わたくしは若い頃に――もう数十年も昔の話ですが――「高い社会的地位に任じられる者は、感謝の言葉として、自分のようなつまらない人間をほめて戴けるのは大変名誉なことです」とへりくだって謝意を表するといった礼儀作法が日本にはあるのだという記事を読んだことがありました。そうした礼儀作法が今でも行われているのかどうか、また、行われているとして、わたくしがそうした礼儀作法の実態を正しく表現できているかどうか、といった点について自信はありません。それでも、わたくしの今日の気持ちはこのように表現することができるかと思います。

中央大学が「名誉博士学位」という格別の恩恵をわたくしに与えられたことについて、わたくしは中央大学に対して心から感謝するとともに、さきほど御挨拶を戴いた総長職務代行・遠山暁先生および学長・福原紀彦先生に対しても、御好意あふれるお言葉を戴いたことに対して篤く御礼申し上げます。わたくしが中央大学から「名誉博士学位」を戴くにあたっては、わたくし一個人だけでなく、同時に、中央大学とミュンスター大学との間で連綿と続けられてきた交流の実績も高く評価されたものと存じます。

ご存じのように、大学同士の交流協定は、世界をみると、数多く締結されています。しかし、中央大学 の皆さんだけでなく、わたくしどもドイツ側関係者もともに経験していることですが、当初掲げられてい た目標や約束が往々にしてすぐに忘れ去られてしまったというような例は少なくありません。しかしなが ら、このことは、中央大学法学部(東京)とヴェストフェーリッシェ・ヴィルヘルム大学法学部(ミュン スター)との交流についてはまったくあてはまりません。本日、この席に立ち会って下さっているミュン スター大学法学部長・ゼンガー教授も全面的に賛同して下さるはずですが、両大学間の交流協定は、ミュ ンスター大学がこれまでに外国の諸大学との間で締結した国際協定のうち最初期の(3 番目に古い)もの であるというだけでなく、われわれが格別の重要性を認めているものでもあることをわたくしはここに断 言することができます。両大学間の交流の足跡を想うとき、感謝の念とともに思い起こされるのは、加美 和照先生(名誉教授)が 1970 年代に両大学間の交流の最初のきっかけを作られたことです。この間、客 員教授としてミュンスター大学を訪問され、数え切れないほど多くのすばらしい思い出をわれわれに与え て下さった日本の先生方、すなわち、山内惟介先生(法学部教授)、中西又三先生(名誉教授)、丸山秀 平先生(法科大学院教授)、津野柳一先生(法学部教授)、角田邦重先生(名誉教授)、野沢紀雅先生 (法科大学院教授) 、石川敏行先生(元法科大学院教授)、工藤達朗先生(法科大学院教授)、古積健三 郎先生(法科大学院教授)、鈴木博人先生(法学部教授)、松原光宏先生(法学部教授)、毛塚勝利先生 (法学部教授)、そして畑尻剛先生(法学部教授)(以上、客員教授来訪順)、これらの方々のお名前を わたくしは忘れることができません。中央大学に客員教授としてお招き戴いたミュンスター大学の同僚諸 教授の誰もが中央大学の関係者の方々による素晴らしいおもてなしを経験しております。交流の実情をみ るとき、特筆に値するのは、ドイツ人客員教授の講演原稿等が日本語に翻訳され、講演終了後に、日本比 較法研究所翻訳叢書の一冊として出版され続けていることです――このような翻訳は、誰もが知る通り、 労多い仕事であり、われわれはこの点でも関係者の方々に感謝しております。

交流協定に息吹を与える原動力は、交流を支えようと弛まず精力的に努める方々の存在です。このような意味での比類なき功績は何よりも山内先生に帰せられなければなりません。1980 年代初期における 1年半のミュンスター滞在を初め、山内先生は、その後も、繰り返し、機会あるごとにミュンスターを訪問されただけでなく、ミュンスター大学の同僚諸教授、とりわけ、グロスフェルト、コロサー、そしてザンドロック、3教授と親密な関係を結ばれました。先生は、両大学間交流協定の締結(1992 年)、それに交流 20 周年記念論文集の出版(ドイツ語版刊行(2006 年)および日本語版刊行(2007 年))にも力を尽くされました。それだけでなく、山内先生は、中央大学側でドイツ人客員教授と専門分野を同じくする先生方との協力のもとに、毎回、客員教授の受入れに尽力されました。先生は、このような活動を通して独日間の法律学分野に橋を架ける大きな役割を担ってこられました。そのことが高く評価され、皆様御存じのように、ミュンスター大学では極めて異例なことでしたが、2012 年、山内先生に名誉法学博士号が授与されました。

今日、異なる大陸に属する法律学者間の協働作業が、これまでよりもずっと重要になってきているということには、十分な理由があります。その理由は極めて明白であるとわたくしは考えます。

何よりもまず、現代社会は、政治的局面だけでなく、人々の社会生活もまた、国際化の一層の進展という事実によって特徴づけられています。経済はかなり以前から世界的規模で営まれてきています。気候変動も、環境への負荷も、インターネットを介した情報伝達も、内戦・軍事的侵攻も、テロとの戦いもとい

うように、あれもこれもがグローバルな規模で生じていますので、国家法による規律だけでなく、国境を 越えて法規制を行う必要性もますます高まってきています。その結果、国際法による規律は一層きめ細か なものとなり、さまざまな国際組織における国家間の協力(それはたんなる調整にとどまるものではあり ません)も次第に成果を上げてきています。ご存じのように、こうした活動のいずれにおいても法的な側 面を無視することはできません。

次に、このような国際協力の必要性を考えないとしても、法の比較を避けて通ることはできません。改めて言うまでもありませんが、法律学がその本質において規範学であるといえるのは、――通常の場合、学者によってではなく、国家によって立法された――規範との関わりが考慮されているからです。とはいえ、法の解釈や法の適用が法律学のすべてではありません。法がどの程度実効性を保持しているかを調査すること、たとえば、立法学、法政策学、基礎法学(法哲学、法史学、法事実調査、犯罪学等)といった分野の活動も法律学の対象となっています。後者の活動を行う場合、どの国でも、適法性という実定法上の物差しとは異なった基準が採用されています。今日、ある国で法を解釈し、適用する場合、どこでもその物差しとは異なった基準が採用されています。今日、ある国で法を解釈し、適用する場合、どこでもそのですが、その国に固有の解釈・適用の方法を模索するだけでは足りず、国際的バランスをとるために、ですが、その国に固有の解釈・適用されているかを調べるという意味で、法の比較という作業を避けて通ることができるからです。この点は、比較によってのみ、自国法の長所と短所を自覚し、新たな視野を獲得することができるからです。この点は、たとえば、福島の悲惨な原発事故の後に、ドイツが脱原発の道を歩み始め、日本が核エネルギーを一旦は放棄しようとしたものの最近ではふたたび原発重視へと大きく舵を切ったというように、独日両国の間でまったく異なった政策が選択されるような場合にも、そのままあてはまります。

さらに、ヨーロッパでは、他の国々の法秩序と関連性に目配りすることはだいぶ前から「日常茶飯事」となっています。というのも、われわれヨーロッパにはEU法という共通の法域があるため、今日ではますます重要となってきているEU法が常に考慮されなければならないからです。さらにそれ以上に、わがドイツの法律も、特にヨーロッパ人権条約に照らして、国際法に反しないように解釈され、適用されなければならないという理由もあります。これだけではまだ説明を尽くしたことにはなりません。グローバル化された 21 世紀の社会において、われわれは、当然のことながら、国際社会に共通する価値を実現するという意味でも、他の諸国の法秩序に目を向ける義務があります。日本はこのような役割を果たすのに特に適している国ではないでしょうか。それは、独日両国の法文化の間に、長い結びつきがある点を重視するからです。

われわれには恥ずかしいことですが、日本の先生方は――おそらくは明治時代から今日まで――法制度の比較に際して、われわれよりもずっと先を歩いてこられました。ドイツ人の同僚が持っている日本法についての、そして実務の現状についての知識は、多くの場合、余りにも乏しいものでしかありません。昨日と今日の2日間、わたくしが3回に亘って中央大学で行った講演および特別講義ももっぱらドイツ法およびヨーロッパ法に関するものでした。日本法についての知識が十分でないために、わたくしには、法の比較を有効なものとすることができていません。日本側客員教授のミュンスター大学における講演や特別講義の場合、様子はまったく異なっています。中央大学の先生方の講演や講義はどれもドイツ語で行われるだけでなく、ほとんどの場合がそうであるように、ドイツ法との比較も行われておりました。たとえば、畑尻先生が今年4月にミュンスター大学で行われた講演では、日本の最高裁判所の様子がドイツの憲法裁判所のそれと比較され、そこから、日本の法的発展における帰結が導かれていました。中央大学の先生方の多くはドイツで研究成果を発表されています。たとえば、山内先生はドイツ語で論文を多数公表されています。石川先生と松原先生はドイツで法学博士の学位を取得されました。石川先生は少し前にドイツの国法学者の活動を紹介された御著書を刊行されました。また、松原先生は定期的にドイツ国法学者大会に出席されています。このようなことは今後も続けられてゆくことでしょう。

このような状況をわたくしたちはドイツ側でどのように受け止めるべきでしょうか。今日、名誉博士学位を戴いたこの経験は、わたくしにとって、日本とその法文化についてこれまで以上に学ぶ上で、何よりの契機となりました。両大学の交流協定はこの点について素晴らしい環境をわれわれに提供してくれています。交流協定によって関係者間での個人的な交流が多数生みだされてきました。そうした結びつきはわれわれ自身にとって互いに直接的な利益をもたらすだけでなく、確信をもって言えることですが、次の世代を担う方々にとっても実りあるものとなりましょう。今日の贈呈式と祝賀会がそのための一里塚となることを心より希望して止みません。

遠山先生、福原先生、そして御列席の皆様。皆様の御芳情に対し、重ねて御礼申し上げます。ありがとうございました。